

豊山町国民健康保険税の改正について（案）

平成 26 年 12 月 17 日（水）

生活福祉部 住民課 国民健康保険・医療係

目次

1	国民健康保険の概要	1
2	国民健康保険税の概要	2
3	豊山町国民健康保険の被保険者数・世帯数の推移	3
4	豊山町国民健康保険財政の概要	4
	（1）歳入の状況	4
	（2）歳出の状況	5
	（3）国民健康保険特別会計における財政状況	6
	（4）法定外繰入金	8
	（5）一人当たり調定額と保険給付額	10
	（6）財政上の過不足額と必要調定額	12
5	収納率	14
6	国民健康保険の税率の概要	16
	（1）国民健康保険税率	16
	（2）賦課限度額	18
	（3）応能応益の比率割合	18
7	国民健康保険税の改正率（案）	20
	（1）国民健康保険税率の改正の考え方	20
	（2）改正率（案）	22
	（3）階層別の税率改正の影響（モデル世帯）	26

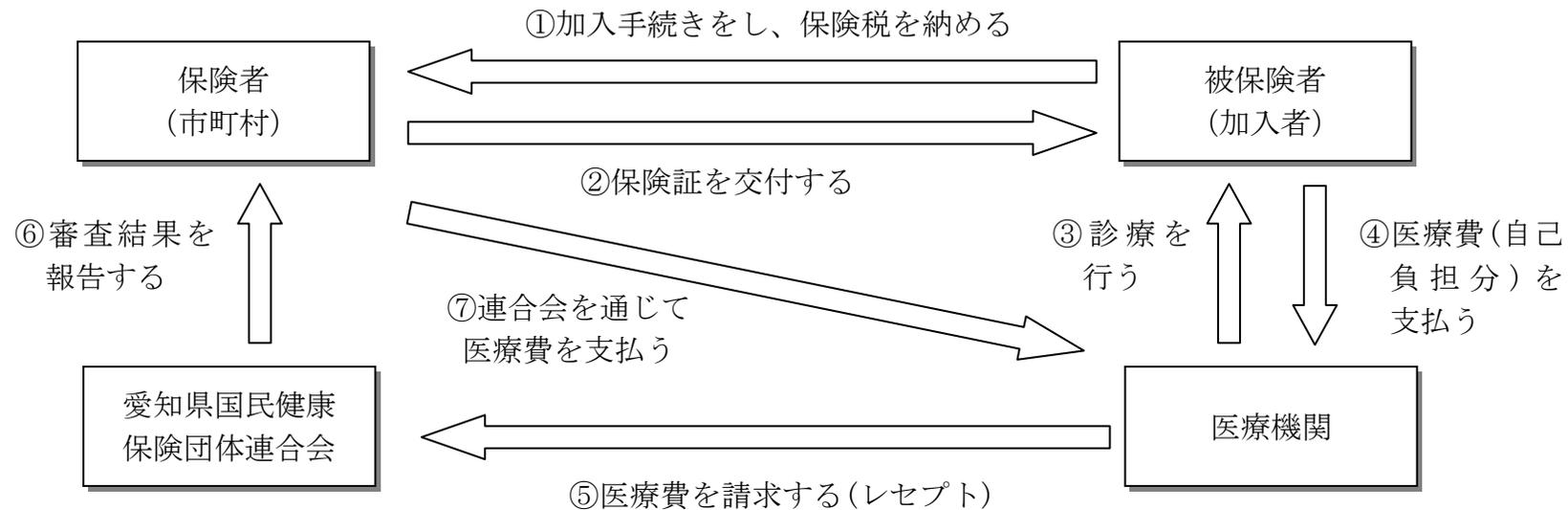
1 国民健康保険の概要

国民健康保険とは、病気やけがをしたとき、安心して医療機関にかかれるようにする医療保険制度です。

加入者がお互いに負担する保険税等で、加入者の医療費の負担を軽くすることを目的としています。

国民健康保険は、相互扶助の保険制度であり、被保険者が納める保険税と国・県・国保連合会・社会保険診療報酬支払基金の負担金等及び豊山町の繰入金で運営されています。

■国民健康保険の仕組み



2 国民健康保険税の概要

国民健康保険税は「医療分」、「後期高齢者支援分」、40歳以上の方から収めていただく「介護分」とあり、それぞれ前年の所得に応じた「所得割」、当該年度の土地・家屋に係る固定資産税額に応じた「資産割」、加入者の人数に応じた「均等割」、1世帯にかかる「平等割」の合計額が年税額となります。

また、「医療分」、「後期高齢者支援分」、「介護分」それぞれに年税額の上限を定めた「賦課限度額」を設けています。

所得割の計算方法は、収入から必要経費を引いた所得を求め、その所得から基礎控除33万円を引き、各所得割の税率をかけて算出されます。

資産割の計算方法は、土地・家屋の固定資産税額に各資産割の税率をかけて算出されます。

国民健康保険税の「所得割・資産割」を応能割、「均等割・平等割」を応益割といいます。

低所得者層負担軽減としまして、均等割・平等割の応益割を所得に応じて軽減するもので、豊山町では、現在7割・5割・2割軽減を採用しています。

■国民健康保険税の算出方法

	医療分	後期高齢者支援分	介護分（40歳以上）
所得割（前年の所得に応じて計算）	4.6%	1.80%	0.90%
資産割（当該年度の固定資産税額に応じて計算）	19.90%	8.10%	4.50%
均等割（加入者1人につき）	14,400円	4,300円	3,800円
平等割（1世帯につき）	17,300円	5,300円	4,200円
賦課限度額（上限年税額）	510,000円	140,000円	120,000円

$$\text{国民健康保険税（年税額）} = \underbrace{\text{所得割} + \text{資産割}}_{\text{【応能割】}} + \underbrace{\text{均等割} + \text{平等割}}_{\text{【応益割】}}$$

$$\begin{aligned} \text{所得割} &= (\text{所得【収入} - \text{必要経費】} - \text{基礎控除【33万円】}) \times \text{税率} \\ \text{資産割} &= \text{固定資産税額【土地・家屋】} \times \text{税率} \end{aligned}$$

3 豊山町国民健康保険の被保険者数・世帯数の推移

本町の人口の推移について、下の表をみると、国の人口が減少傾向にあるにもかかわらず増加しており、平成20年度末14,441人だった人口は平成26年12月1日現在15,132人となり、この間、約4.78%増加しました。

一方、国民健康保険における被保険者数については、平成23、24年度は解雇等の会社都合による離職者が増加し、また、国民健康保険税が軽減される制度が導入されたことから、健康保険の任意継続制度より国民健康保険を選択する方が多くなったため増加しました。

しかし、ここ2年は景気が上昇傾向にあり、会社の健康保険の加入者が増加したことにより、国民健康保険の加入者は減少していません。

また、65歳以上の被保険者の割合は、平成23年度を除いて毎年増加しており、平成20年度の26.58%が平成26年11月末現在は33.67%となり、約7.1%増加しました。

■町人口と国保被保険者数・世帯数

(人)

年度	20	21	22	23	24	25	26
町人口	14,441	14,627	14,409	14,770	14,972	15,113	15,132
被保険者数	4,688	4,654	4,578	4,649	4,653	4,621	4,428
うち65歳以上 (割合)	1,246 (26.58%)	1,304 (28.02%)	1,311 (28.64%)	1,322 (28.44%)	1,365 (29.34%)	1,423 (30.79%)	1,491 (33.67%)

※町人口は、各年度末の人数である。ただし、H26年度は12月1日現在の人数である。

※被保険者は、各年度の平均人数である。ただし、平成26年度は11月末の人数である。

■町世帯数と国保世帯数

(世帯)

年度	20	21	22	23	24	25	26
町世帯数	5,732	5,834	5,690	5,884	5,928	6,063	6,106
国保世帯数	2,402	2,386	2,359	2,400	2,444	2,477	2,432

※町世帯数は、各年度末の人数である。ただし、H26年度は12月1日現在の世帯数である。

※国保世帯数は、各年度の平均世帯数である。ただし、平成26年度は11月末の世帯数である。

4 豊山町国民健康保険財政の概要

(1) 歳入の状況

国民健康保険は特別会計を編成しており、その歳入（収入）は、国民健康保険税による税込、国や県からの支出金、社会保険診療報酬支払基金や国保連合会からの交付金、町の一般会計からの繰入金などにより構成されています。

下の表のとおり、歳入総額については、平成23、25年度は前年度より減少しましたが、平成25年度決算は約16億4千万円となっており、平成20年度の約14億1千万円と比較すると約2億3千万円増加しています。

国・県支出金については、医療費に係る保険者負担額に対し定率で補助される負担金の占める割合が大きく、医療費の増減に比例しています。また、その他交付金等が増加していますが、前期高齢者医療、退職者医療、高額医療費共同事業に対する交付金などであり、団塊の世代の退職の増加や高齢化を要因に増加したものです。

なお、一般会計からの繰入金（法定＋法定外）については、毎年2億円を超えています。繰入金の内訳については、9ページの「＜参考＞ 繰入金（法定＋法定外）」に記述しています。

■歳入総額

(円)

年度		20	21	22	23	24	25
歳入総額		1,409,350,524	1,422,636,516	1,571,999,934	1,553,808,266	1,664,472,001	1,644,646,647
内 訳	国保税	409,083,268	396,306,511	372,546,050	388,763,892	385,533,330	386,550,491
	国県支出金	387,221,669	381,614,343	411,928,982	382,813,778	390,069,697	389,601,382
	その他交付金	380,676,969	346,704,843	457,815,798	444,521,396	590,661,315	571,774,358
	繰入金 (法定＋法定外)	229,342,902	252,081,880	268,978,736	243,887,265	246,604,955	219,049,270
	繰越金	0	41,328,975	54,498,480	82,321,391	44,225,490	63,302,247
	その他収入	3,025,716	4,595,964	6,231,888	11,500,544	7,377,214	14,368,899

※ 各年度決算額

(2) 歳出の状況

歳出については、下の表のとおり療養給付費、療養費及び高額療養費などの保険給付費が中心であり、各年度歳出総額の約65%を占めています。また、後期高齢者医療制度への支援金、介護保険制度への納付金、高額医療費共同事業への拠出金などの各種支援金等についても各年度歳出総額の約30%を占めています。

歳出総額は、平成25年度を除いて毎年増加しており、平成20年度の約13億7千万円が平成25年度は約15億4千万円となり、5年間で約1億7千万円増加しています。

内訳としては、保険給付費が約1億3千万円の増加となっており、歳出総額が増加する主な要因となっています。次に、各種支援金等について団塊の世代の退職の増加や高齢化などにより支出額が増加しています。

保険給付費増加の主な理由としては、医療技術の高度化などにより、一日当たりの医療費が増加していること、また、高齢化により診療日数が増加したことなどが考えられます。

■歳出総額

(円)

年度		20	21	22	23	24	25
歳出総額		1,368,021,549	1,368,138,036	1,489,678,543	1,509,582,776	1,601,169,754	1,539,802,479
内 訳	保険給付費 (割合)	879,528,214 (64.3%)	859,713,066 (62.8%)	969,265,494 (65.1%)	962,539,752 (63.8%)	1,057,731,690 (66.1%)	1,005,083,422 (65.3%)
	各種支援金等 (割合)	424,433,217 (31.0%)	409,114,201 (29.9%)	395,284,195 (26.5%)	415,682,956 (27.5%)	447,191,042 (27.9%)	473,397,693 (30.7%)
	その他支出 (割合)	64,060,118 (4.7%)	99,310,769 (7.3%)	125,128,854 (8.4%)	131,360,068 (8.7%)	96,247,022 (6.0%)	61,321,364 (4.0%)

※ 各年度決算額

(3) 国民健康保険特別会計における財政状況

国民健康保険特別会計において、各年度の歳入総額から歳出総額を差し引くと、毎年度収入が支出を上回っているため、下の表のとおり、形式収支は黒字となります。

しかし、依存財源である法定外繰入金（※8ページ（4）法定外繰入金で記述）の影響を受けない場合の財政状況を把握するため、単年度収支から一般会計繰出金と法定外繰入金を除いた実質の収支（実質単年度収支）をみると、7ページの表となり、「実質単年度収支」は、平成22年度を除いて、毎年マイナス1億円を超えており、過去5年間の平均はマイナス約1億9百万円となっています。このことは、当該年度の独自の収入だけでは必要な支出を賄えない現状を示しており、構造的に歳入不足となっていることを示しています。

■国保特別会計の形式収支

(円)

	歳入 ①	歳出 ②	形式収支 ③=①-②
H20	1,409,350,524	1,368,021,549	41,328,975
H21	1,422,636,516	1,368,138,036	54,498,480
H22	1,571,999,934	1,489,678,543	82,321,391
H23	1,553,808,266	1,509,582,776	44,225,490
H24	1,664,472,001	1,601,169,754	63,302,247
H25	1,644,646,647	1,539,802,479	104,844,168

※ 各年度決算額

■国保特別会計の実質単年度収支

(円)

年度	歳入 ①	歳出 ②	形式収支 (翌年度繰越額) ③ =①-②	単年度収支 ※1 ④ =③-前年度の 形式収支	一般会計繰出金 ⑤	法定外繰入金 ⑥	実質単年度収支 ※2 =④+⑤-⑥
H20	1,409,350,524	1,368,021,549	41,328,975	—	—	—	—
H21	1,422,636,516	1,368,138,036	54,498,480	13,169,505	53,103,000	184,480,000	△118,207,495
H22	1,571,999,934	1,489,678,543	82,321,391	27,822,911	77,175,000	185,374,000	△80,376,089
H23	1,553,808,266	1,509,582,776	44,225,490	△38,095,901	59,934,000	168,284,000	△146,445,901
H24	1,664,472,001	1,601,169,754	63,302,247	19,076,757	47,508,000	167,620,000	△101,035,243
H25	1,644,646,647	1,539,802,479	104,844,168	41,541,921	8,350,000	151,166,000	△101,274,079
過去5年間の平均							△109,467,761

※1 単年度収支=形式収支-前年度形式収支

※2 実質単年度収支=単年度収支+基金積立金(一般会計繰出金+地方債繰上げ償還額(なし))-基金取崩額(法定外繰入金)

例えば、平成25年度決算時の国民健康保険特別会計は、歳入が16億4,464万円、歳出が15億3,980万円で、この差し引きの1億484万円が形式収支であり翌年度繰越額となります。ただし、この中には平成24年度から平成25年度に繰り越した繰越金が6,330万円含まれているため、平成25年度の単年度収支は、前年度の繰越額6,330万円を除いた4,154万円の黒字ということになります。しかし、一般会計に繰出している部分(一般会計繰出金)と一般会計から町独自に繰入している部分(法定外繰入金)があるため、平成25年度の実質の収支(実質単年度収支)は、1億127万円の赤字となります。

(4) 法定外繰入金

国民健康保険は、一般的に高齢者を多く抱えることから医療費が多額となること、離職した者や無職である者の割合が多いことや所得が少ない者が多くなることなどの国民健康保険特有の構造的な問題により、財政状況は厳しくなる傾向があります。このため、国や県からの補助等を受けるとともに、町の一般会計から、税の軽減分や事務費などの一部を国民健康保険特別会計に繰り入れることで支援する制度があり、これが繰入金と呼ばれるものであります。

この繰入金の中には、国民健康保険法に基づき一般会計から繰り入れなければならない法定繰入金（事務費、保険基盤安定制度、国保財政安定化支援事業、出産育児一時金の3分の2）と歳出に対する歳入の財源不足を補うことを目的とした、いわゆる法定外繰入金と呼ばれるものがあります。

この法定外繰入金が毎年度非常に大きな額となっており、その推移は下の表のとおり、平成20年度以降、約1億4千万円から1億8千万円の間で推移しています。次に、町の一般会計の歳入総額に占める法定外繰入金の割合を見ると、平成25年度を除いては10%を超える水準まで上昇しています。

法定外繰入金の財源は、国民健康保険以外の保険に加入の方を含めた町民全体の負担となります。このことは、国民健康保険以外の保険に加入の方については、ご自身の健康保険の保険料の他に法定外繰入金相当分を負担することになり、二重の負担となっています。

一般会計からの法定外繰入金については、国民健康保険財政を支える上でやむを得ないものであると判断されていますが、この金額が多額になると、制度上好ましいものではありません。

この法定外繰入金の増大に関する問題は、本町のみならず、他の自治体においても9ページ表のとおり大きな比重となっており、重要な問題となっています。そのような状況の中においても、本町における被保険者一人当たりの法定外繰入金は、県内市町村平均の3倍以上と大きく上回っています。

■法定外繰入金 (円)

年度	20	21	22	23	24	25
法定外繰入金 ①	141,081,000	184,480,000	185,374,000	168,284,000	167,620,000	151,166,000
歳入総額 ②	1,409,350,524	1,422,636,516	1,571,999,934	1,553,808,266	1,664,472,001	1,644,646,647
歳入総額に対する法定外繰入金の割合 (①/②)	10.0%	13.0%	11.8%	10.8%	10.1%	9.2%
【参考】実質単年度収支 ※1	—	118,207,495	80,376,089	146,445,901	101,035,243	101,274,079

※ 各年度決算額

※1 実質単年度収支は、正負を逆にした数値

■近隣市町の法定外繰入金（平成25年度決算） (円)

市町村	法定外繰入金	加入者一人当たり ※1
豊山町	151,166,000	32,713
【参考】実質単年度収支 ※2	101,274,079	21,916
北名古屋市	691,315,000	29,236
清須市	1,031,138,000	59,531
小牧市	850,000,000	21,234
春日井市	1,115,579,000	15,404
岩倉市	110,981,000	8,803
大口町	52,389,000	9,664
扶桑町	99,827,000	11,593
県内市町村平均	260,899,887	10,735
県内市平均	346,650,081	11,520
県内町村平均	62,602,563	8,919

※1 加入者一人あたりは、法定外繰入金を年度平均の被保険者数で除した額

※2 実質単年度収支は、正負を逆にした数値

<参考> 繰入金（法定+法定外） (円)

年度	20	21	22	23	24	25
保険基盤安定繰入金 ①	21,500,902	21,568,880	30,622,736	30,714,265	33,307,955	33,479,270
一般会計繰入金 ②	207,842,000	230,517,000	238,356,000	213,173,000	213,297,000	185,570,000
法定繰入金 ②-1	66,761,000	46,037,000	52,982,000	44,889,000	45,677,000	34,404,000
法定外繰入金 ②-2	141,081,000	184,480,000	185,374,000	168,284,000	167,620,000	151,166,000
計 (①+②)	229,342,902	252,085,880	268,978,736	243,887,265	246,604,955	219,049,270

※ 各年度決算額

(5) 一人当たり調定額と保険給付額

歳入と歳出の関係を示す重要な指標である被保険者一人当たりの調定額（課税額）と保険給付額の推移をみると、まず、一人当たりの調定額については、下の表のとおり、平成20、21年度は約9万2、3千円でありましたが、平成22年度は約8千円減額し、8万4千円となり、それ以降は、ほぼ横ばいとなっています。これは、景気の低迷等を受け被保険者所得が低下していること、また、非自発的離職者への国保税の軽減制度の導入により調定額が減額されたことなどのマイナス要因が大きかったと考えられます。

一方、一人当たり保険給付額は、この間、約184千円から約213千円と約16%増加しています。この2つの指標を比較すると、被保険者にとっては、受益（保険給付額）が大きくなるにもかかわらず、負担（税額）は変わらなかったこととなります。

■一人当たり調定額と保険給付額

年度	調定額				一人当たり調定額 ※1				一人当たり保険給付費 ※2
	医療分 千円	支援金分 千円	介護分 千円	全体 千円	医療分 円	支援金分 円	介護分 円	全体 円	
H20	305,612	102,375	28,807	436,794	65,190	21,838	6,145	93,173	183,971
H21	300,665	101,103	28,025	429,794	64,604	21,724	6,022	92,349	181,435
H22	269,081	91,191	26,144	386,416	58,777	19,919	5,711	84,407	207,776
H23	274,340	93,895	26,750	394,985	59,011	20,197	5,754	84,961	203,652
H24	267,630	92,974	26,558	387,161	57,518	19,982	5,708	83,207	223,320
H25	269,398	93,598	25,624	388,620	58,299	20,255	5,545	84,099	212,626

※1 一人当たり調定額＝現年度調定額合計÷被保険者数（年度平均）

※2 一人当たり保険給付額＝保険給付費÷被保険者数（年度平均）

■近隣市町の一世帯・一人当たりの調定額（平成25年度決算）

（円）

年度	一世帯当たり調定額				一人当たり調定額 ※			
	医療分 円	支援金分 円	介護分 円	全体 円	医療分 円	支援金分 円	介護分 円	全体 円
豊山町	108,760	37,787	10,345	156,891	58,299	20,255	5,545	84,099
北名古屋市	100,229	34,720	20,773	144,688	56,163	19,455	16,487	81,076
清須市	108,929	29,766	20,867	149,049	61,297	16,750	16,502	83,873
小牧市	116,749	29,686	21,766	156,617	65,717	16,710	17,476	88,158
春日井市	123,589	43,903	28,615	181,199	72,421	25,727	23,152	106,180
岩倉市	120,789	38,349	23,185	170,183	71,743	22,778	18,817	101,081
大口町	113,985	39,377	28,985	166,833	62,933	21,741	22,511	92,110
扶桑町	117,986	34,016	27,802	165,287	66,686	19,226	22,920	93,422
県内市町村平均	121,142	36,258	27,656	171,985	67,001	20,102	21,242	95,161
県内市平均	123,027	36,669	28,280	174,303	68,373	20,387	21,910	96,862
県内町村平均	116,667	35,284	26,172	166,479	63,743	19,424	19,657	91,122

※ 一人当たり調定額＝現年度調定額合計÷被保険者数（年度平均）

(6) 財政上の過不足額と必要調定額

不足額を税収により確保し、財政上の赤字を解消するためには、現状と比較してどれだけの調定額（課税額）が必要になるのかを検証します。

ここでは、平成25年度における実質の収支（実質単年度収支）について、「医療分」、「支援分」、「介護分」の各区分の支出に対し、どれくらいの税収や国・県などからの支出金で確保しているかを明らかにします。なお、全体（総額）から「支援分」及び「介護分」を除いたものを「医療分」とします。

13ページの表「過不足額（平成25年度）」をみると、歳出総額を賄うための歳入総額が約1億1百万円不足していることとなります。内訳についても、各区分において、支出額を収入額で確保できていない状況にあります。

この不足額について、収支均衡のために必要となる調定額は、不足額に平成25年度収納率（89.16%）で算出した13ページの表「必要となる調定額」のとおり、約1億1千4百万円となります。

■歳入（平成25年度）

(円)

科目・区分	総額	医療分	支援分	介護分
国保税	386,550,491	269,364,169	91,822,371	25,363,951
国庫支出金	308,743,162	190,977,030	84,206,314	33,559,818
療養給付費交付金	102,541,775	72,817,544	29,724,231	0
前期高齢者交付金	345,163,429	345,163,429	0	0
県支出金	80,858,220	73,653,220	0	7,205,000
共同事業交付金	124,069,154	124,069,154	0	0
繰入金 ※1	67,883,270	65,789,504	0	2,093,766
財産収入・諸収入 ※2	14,368,899	14,368,899	0	0
合計	1,430,178,400	1,156,202,949	205,752,916	68,222,535

※1 繰入金＝決算額－法定外繰入金－基金繰入金

※2 財産収入・諸収入＝決算額－前年度の形式収支（繰越金）

■歳出（平成25年度）

（円）

科目・区分	総額	医療分	支援分	介護分
総務費・前期高齢者納付金等	26,739,569	26,739,569	0	0
保険給付費	1,005,083,422	1,005,083,422	0	0
後期高齢者支援金等	241,972,964	0	241,972,964	0
老人保健拠出金	8,356	8,356	0	0
介護納付金	96,028,138	0	0	96,028,138
共同事業拠出金	135,137,352	135,137,352	0	0
保健事業費・諸支出 ※3	26,482,678	26,482,678	0	0
合計	1,531,452,479	1,193,451,377	241,972,964	96,028,138

※3 保健事業費・諸支出＝決算額－一般会計繰出金

■過不足額（平成25年度）

（円）

科目・区分	総額	医療分	支援分	介護分
歳入 — 歳出	△101,274,079	△37,248,428	△36,220,048	△27,805,603

■必要となる調定額

（円）

科目・区分	総額	医療分	支援分	介護分
調定額 ※4	113,587,000	41,777,000	40,624,000	31,186,000

※4 必要となる調定額は、過不足額÷89.16%（平成25年度収納率）で算出した。

5 収納率

平成20年度の収納率は、一般的に収納率が高いと言われる75歳以上の被保険者が後期高齢者医療制度へ移行したことや平成20年秋以降のいわゆるリーマンショックによる急激な景気の悪化等が影響を及ぼしていることが原因で、大きく落ち込む結果となりました。これは、県内市町村においても同様の傾向が見られました。

しかし、平成20年度と比較すると平成25年度の現年分収納率は、約2.4ポイント上がっており、滞納繰越分は4ポイントほど上がっています。現年度分における1ポイントの上昇は、平成25年度の調定額ベース(388,619,900円)で計算すると、390万円ほどの増収となります。滞納繰越分における1ポイントの上昇は、190万円ほどの増収となります。それを踏まえると、平成20年度からは約1,700万円(390万円×2.4ポイント+190万円×4ポイント)の増収となります。

滞納繰越分の収納率の上昇は、平成23年度から尾張地方税滞納整理機構が発足し、その影響もあって平成23年度以降の収納率が上がっています。収納率については、今後も収納率向上に努める必要がありますが、13ページの「必要となる調定額」約1億1千4百万円を補うには不十分であります。

■調定額及び収納率

年度	調定額 (現年度)	収納率 (現年度)	調定額 (滞納繰越)	収納率 (滞納繰越)
H20	436,794,100円	86.73%	176,041,535円	17.18%
H21	429,793,610円	85.66%	186,909,162円	15.05%
H22	386,416,650円	87.90%	208,591,068円	15.76%
H23	394,277,300円	88.65%	207,895,140円	18.88%
H24	387,161,200円	88.42%	197,062,301円	21.93%
H25	388,619,900円	89.16%	188,892,898円	21.20%

■近隣市町の収納率（平成25年度決算）

市町村	現年度	滞納繰越
豊山町	89.16%	21.20%
北名古屋市	90.30%	13.03%
清須市	91.25%	7.73%
小牧市	89.89%	17.42%
春日井市	91.60%	10.25%
岩倉市	89.33%	17.66%
大口町	95.69%	24.52%
扶桑町	93.28%	21.67%
県内 市町村平均	92.89%	21.32%
県内 市平均	92.10%	18.94%
県内 町村平均	94.75%	26.98%

6 国民健康保険の税率の概要

(1) 国民健康保険税率

本町の国民健康保険税の税率及び税額（以下「税率」という。）については、平成14年度以降改正していません。また、平成20年度に創設された後期高齢者支援金等分については、これまでの医療給付費分の所得割及び均等割の税率を按分することとし、被保険者に新たな負担を求めない措置を採りました。一方、賦課限度額については、地方税法施行令に基づき改正してきました。

平成19年度以降の税率については、下の表とおりとなっており、近隣市町の状況及び県内平均の税率は17ページの表となります。近隣市町の状況については、各市町における状況（所得水準、収納率等）が異なるため単純には比較できませんが、本町は低い税率となっています。

■国民健康保険の税率 ※網掛けは変更箇所

年度	医療給付費分				賦課限度額 円	後期高齢者支援金等分				賦課限度額 円	介護納付金分				賦課限度額 円
	所得割 %	資産割 %	均等割 円	平等割 円		所得割 %	資産割 %	均等割 円	平等割 円		所得割 %	資産割 %	均等割 円	平等割 円	
H19	6.40	28.00	18,700	22,600	560,000	—	—	—	—	—	0.90	4.50	3,800	4,200	90,000
H20	4.60	19.90	14,400	17,300	470,000	1.80	8.10	4,300	5,300	120,000	0.90	4.50	3,800	4,200	90,000
H21	4.60	19.90	14,400	17,300	470,000	1.80	8.10	4,300	5,300	120,000	0.90	4.50	3,800	4,200	90,000
H22	4.60	19.90	14,400	17,300	470,000	1.80	8.10	4,300	5,300	120,000	0.90	4.50	3,800	4,200	100,000
H23	4.60	19.90	14,400	17,300	500,000	1.80	8.10	4,300	5,300	130,000	0.90	4.50	3,800	4,200	100,000
H24	4.60	19.90	14,400	17,300	510,000	1.80	8.10	4,300	5,300	140,000	0.90	4.50	3,800	4,200	120,000
H25	4.60	19.90	14,400	17,300	510,000	1.80	8.10	4,300	5,300	140,000	0.90	4.50	3,800	4,200	120,000
H26	4.60	19.90	14,400	17,300	510,000	1.80	8.10	4,300	5,300	140,000	0.90	4.50	3,800	4,200	120,000

■近隣市町の税率（平成26年度）

※網掛けは変更箇所

市町村名	医療給付費分				賦課 限度額 円	後期高齢者支援金等分				賦課 限度額 円	介護納付金分				賦課 限度額 円
	所得割 %	資産割 %	均等割 円	平等割 円		所得割 %	資産割 %	均等割 円	平等割 円		所得割 %	資産割 %	均等割 円	平等割 円	
豊山町	4.60	19.90	14,400	17,300	510,000	1.80	8.10	4,300	5,300	140,000	0.90	4.50	3,800	4,200	120,000
北名古屋市 (H25)	4.70	17.00	13,600	16,400	470,000	1.60	7.00	5,300	6,600	120,000	1.00	4.50	3,600	4,600	90,000
北名古屋市 (H26)	4.90	17.00	14,800	19,600	490,000	1.70	7.00	5,800	7,000	130,000	1.10	4.50	3,700	4,700	100,000
清須市	5.00	32.00	13,000	16,000	510,000	1.00	10.00	5,000	6,000	160,000	0.80	5.30	5,200	4,700	140,000
小牧市	4.00	20.50	23,500	24,100	510,000	1.00	5.20	6,000	6,100	160,000	0.85	5.00	5,400	5,000	140,000
春日井市	5.10	20.00	24,500	25,100	510,000	1.80	5.00	9,900	9,000	140,000	1.10	5.00	9,700	7,000	120,000
岩倉市 (H25)	6.00	40.00	19,500	19,500	500,000	1.90	15.00	6,500	6,500	130,000	1.00	5.50	6,500	6,000	110,000
岩倉市 (H26)	6.00	32.50	23,900	19,500	510,000	1.90	11.50	7,000	6,500	140,000	1.20	2.50	6,500	6,000	120,000
大口町	4.00	10.00	24,000	24,000	510,000	1.50	5.00	7,800	7,200	160,000	1.10	5.00	7,800	7,200	140,000
扶桑町	5.40	22.00	20,200	17,900	510,000	1.60	6.00	5,800	5,100	160,000	1.40	5.00	7,300	6,500	140,000
県内市町村 平均	4.98	16.53	22,473	21,384	507,647	1.60	5.26	6,314	5,867	150,196	1.29	3.78	8,182	5,767	128,824
県内市 平均	5.15	14.09	23,063	21,291	507,429	1.66	3.99	6,485	5,715	150,286	1.34	2.41	8,208	5,770	128,857
県内町村 平均	4.61	21.88	21,181	21,588	508,125	1.48	8.06	5,938	6,200	150,000	1.19	6.78	8,125	5,763	128,750
近隣4市 平均 ※	4.75	22.38	18,950	21,200	505,000	1.38	6.80	6,675	7,025	147,500	0.96	4.95	6,000	5,350	125,000

※近隣4市とは、北名古屋市、清須市、小牧市、春日井市をいう。

(2) 賦課限度額

賦課限度額について、本町の状況の推移をみると、16ページの表のとおりとなります。

地方税法施行令に基づく法定額については、年々引き上げられている状況にあり、平成19年度の65万円（医療分56万円＋介護分9万円）が現在81万円（医療分51万円＋支援分16万円＋介護分14万円）まで引き上げられました。これは、医療費の増加に伴う国民健康保険税総額の増加が避けられない中、税率を上げることにより中間所得層にこれ以上の負担を求めるのは困難だと判断されたためとされています。なお、本町においては、地方税法施行令改正の翌年度に賦課限度額の引き上げを実施しています。

(3) 応能応益の比率割合

応能応益の比率割合は、負担能力に応じた応能割と受益に応じた応益割のバランスをとることが被保険者全体で制度を支えるという観点から、国民健康保険法施行令に規定する標準按分割合50：50にするのが理想ではあり、現在、中間所得者層に重くなっている保険税負担を緩和し、被保険者間の負担の公平を図る必要があることから、応益割の比率を引き上げていくことが重要であります。

■国民健康保険税の応能割、応益割の比率

年度	医療給付費分		支援金等分		介護分	
	応能割	応益割	応能割	応益割	応能割	応益割
H19	71.94%	28.06%	—	—	65.54%	34.46%
H20	69.13%	30.87%	74.52%	25.48%	66.96%	33.04%
H21	68.33%	31.67%	73.82%	26.18%	66.06%	33.94%
H22	65.49%	34.51%	71.27%	28.73%	63.27%	36.73%
H23	65.23%	34.77%	71.05%	28.95%	63.14%	36.86%
H24	64.25%	35.75%	70.15%	29.85%	60.54%	39.46%
H25	61.62%	38.38%	66.32%	33.68%	58.69%	41.31%
H26	62.07%	37.93%	66.64%	33.36%	60.40%	39.60%

■近隣市町の応能割、応益割の比率（平成26年度）

市町村名	医療給付費分		支援金等分		介護分	
	応能割	応益割	応能割	応益割	応能割	応益割
豊山町	62.07%	37.93%	66.64%	33.36%	60.40%	39.60%
北名古屋市	61.52%	38.48%	58.48%	41.52%	62.00%	38.00%
清須市	62.33%	37.67%	49.79%	50.21%	51.21%	48.79%
小牧市	46.95%	53.05%	47.31%	52.69%	46.52%	53.48%
春日井市	51.69%	48.31%	46.94%	53.06%	43.31%	56.69%
岩倉市	56.59%	43.41%	57.11%	42.89%	48.08%	51.92%
大口町	47.00%	53.00%	51.00%	49.00%	46.00%	54.00%
扶桑町	59.58%	40.42%	51.56%	48.44%	41.42%	58.58%
県内市町村平均	52.67%	47.33%	54.43%	45.57%	49.65%	50.35%
県内市平均	52.46%	47.54%	55.69%	44.31%	49.94%	50.06%
県内町村平均	53.14%	46.86%	51.52%	48.48%	48.97%	51.03%

■国民健康保険法施行令に規定する標準按分割合（四方式）

区分1	割合1	区分2	割合2
応能割	50.0%	所得割	40.0%
		資産割	10.0%
応益割	50.0%	均等割	35.0%
		平等割	15.0%

7 国民健康保険税の改正率（案）

これまで記述した状況を踏まえ、次の「(1) 国民健康保険税率の改正の考え方」に基づき、「(2) 改正率（案）」を算出しました。

(1) 国民健康保険税率の改正の考え方

① 国民健康保険税の改正による増収額

6 ページの「3 (3) 国民健康保険特別会計における財政状況」で記述しました、一般会計繰出金と法定外繰入金を除いた「実質単年度収支」の過去5年間平均、マイナス約1億9百万円を少しでも減らす必要があると考え、次の②～⑤に基づいて税率等を改正することにより、平成26年度の本算定時の調定額の基準よりも3千万円増額するよう改正します。

ただし、税率の改正による被保険者の急激な負担増を避けるため、3年間かけて段階的に改正します。したがって、平成27年度から平成29年度まで、毎年、調定額を1千万円増額します。

② 応能割比率の引き下げ

18 ページの「5 (3) 応能応益の比率割合」で記述したとおり、応能応益の比率割合は国民健康保険法施行令に規定する標準按分割合50：50にするのが理想ではありますが、H26年度（医療分）の割合62：38をいきなり50：50にすると税率構成を大きく変えなければならず、世帯員が多数いる世帯は税額が大幅に増額する可能性があります。

そのため、税率の増額幅を均衡にするよう段階的に応能割比率を引き下げます。

③ 均等割額・平等割額の引き上げ

②の応能割比率の引き下げを実施するため、応益割である均等割額・平等割額を引き上げます。

引き上げ額については、17 ページの「5 (1) 国民健康保険税率」の「近隣市町の税率（平成26年度）」中、近隣4市（北名古屋市、清須市、小牧市、春日井市）の平均額を参考に設定します。

④ 後期高齢者支援金等分の応能割（所得割額・資産割額）の引き下げ

応能応益の比率割合のうち、とりわけ後期高齢者支援金等分の割合が67：33と応能割に偏った税率となっています。

応益割（均等割額・平等割額）の引き上げのみでは比率割合の均衡が取れないため、応能割（所得割額・資産割額）の税率を引き下げます。

引き下げ率については、17ページの「5（1）国民健康保険税率」の「近隣市町の税率（平成26年度）」中、近隣4市（北名古屋市、清須市、小牧市、春日井市）の平均額を参考に設定します。

⑤ 賦課限度額の引き上げ

地方税法施行令に基づき、下の表のとおり賦課限度額を引き上げます。

区分	現行	改正案	現行との差額
医療分	510,000円	510,000円	据え置き
後期支援分	140,000円	160,000円	20,000円
介護納付金分	120,000円	140,000円	20,000円
合計	770,000円	810,000円	40,000円

(2) 改正率 (案)

区分	近隣4市 平均 ※1	現行 (H26年度)	H27年度(1千万円増)		H28年度(2千万円増)			H29年度(3千万円増)			
			改正案	H26年度 との比較	改正案	H27年度 との比較	H26年度 との比較	改正案	H28年度 との比較	H26年度 との比較	
医療	所得割	4.75%	4.60%	4.60%	—	4.60%	—	—	4.60%	—	—
	資産割	22.38%	19.90%	19.90%	—	19.90%	—	—	19.90%	—	—
	均等割	18,950円	14,400円	15,700円	1,300円	16,800円	1,100円	2,400円	17,800円	1,000円	3,400円
	平等割	21,200円	17,300円	17,600円	300円	18,700円	1,100円	1,400円	19,700円	1,000円	2,400円
	賦課限度額	505,000円	510,000円	510,000円	—	510,000円	—	—	510,000円	—	—
後期	所得割	1.38%	1.80%	1.70%	△0.10%	1.70%	—	△0.10%	1.70%	—	△0.10%
	資産割	6.80%	8.10%	7.40%	△0.70%	7.40%	—	△0.70%	7.40%	—	△0.70%
	均等割	6,675円	4,300円	5,400円	1,100円	6,000円	600円	1,700円	6,600円	600円	2,300円
	平等割	7,025円	5,300円	5,800円	500円	6,400円	600円	1,100円	7,000円	600円	1,700円
	賦課限度額	147,500円	140,000円	160,000円	20,000円	160,000円	—	20,000円	160,000円	—	20,000円
介護	所得割	0.96%	0.90%	0.90%	—	0.90%	—	—	0.90%	—	—
	資産割	4.95%	4.50%	4.50%	—	4.50%	—	—	4.50%	—	—
	均等割	6,000円	3,800円	4,800円	1,000円	5,300円	500円	1,500円	6,000円	700円	2,200円
	平等割	5,350円	4,200円	4,200円	—	4,600円	400円	400円	5,300円	700円	1,100円
	賦課限度額	125,000円	120,000円	140,000円	20,000円	140,000円	—	20,000円	140,000円	—	20,000円
調定額 ※2	—	386,673 千円	396,706 千円	10,033 千円	406,731 千円	10,025 千円	20,058 千円	416,749 千円	10,018 千円	30,076 千円	

※1 近隣4市とは、北名古屋市、清須市、小牧市、春日井市をいう。

※2 調定額は後期高齢者医療保険制度への移行などの年度途中の異動は考慮していないため、実際の調定額とは異なる。

■改正率（案）詳細 1年目（平成27年度） ※調定額1千万円増額

区分		税率				応能応益割合				調定額		
		近隣4市 平均	改正案 (H27年度)	現行 (H26年度)	現行との 比較	改正後の 応能応益割合		現行の 応能応益割合		改正後の 調定額	現行の 調定額	現行との 比較
医療	所得割	4.75%	4.60%	4.60%	0.00%	49.70%	61.48%	50.88%	62.07%	273,344 千円	268,217 千円	5,127 千円
	資産割	22.38%	19.90%	19.90%	0.00%	11.78%		11.19%				
	均等割	18,950円	15,700円	14,400円	1,300円	24.39%	38.52%	22.87%	37.93%			
	平等割	21,200円	17,600円	17,300円	300円	14.13%		15.06%				
	賦課限度額	505,000円	510,000円	510,000円	0円	—	—	—	—			
後期	所得割	1.38%	1.70%	1.80%	△0.10%	50.74%	62.84%	54.08%	66.64%	96,249 千円	92,871 千円	3,378 千円
	資産割	6.80%	7.40%	8.10%	△0.70%	12.10%		12.56%				
	均等割	6,675円	5,400円	4,300円	1,100円	23.90%	37.16%	19.91%	33.36%			
	平等割	7,025円	5,800円	5,300円	500円	13.26%		13.45%				
	賦課限度額	147,500円	160,000円	140,000円	20,000円	—	—	—	—			
介護	所得割	0.96%	0.90%	0.90%	0.00%	47.31%	58.03%	49.59%	60.40%	27,113 千円	25,585 千円	1,528 千円
	資産割	4.95%	4.50%	4.50%	0.00%	10.72%		10.81%				
	均等割	6,000円	4,800円	3,800円	1,000円	24.87%	41.97%	20.97%	39.60%			
	平等割	5,350円	4,200円	4,200円	0円	17.10%		18.63%				
	賦課限度額	125,000円	140,000円	120,000円	20,000円	—	—	—	—			
計		—	—	—	—	—	—	—	—	396,706 千円	386,673 千円	10,033 千円

■改正率（案）詳細 2年目（平成28年度） ※調定額2千万円増額

区分		税率				応能応益割合				調定額		
		近隣4市 平均	改正案 (H28年度)	現行 (H26年度)	現行との 比較	改正後の 応能応益割合		現行の 応能応益割合		改正後の 調定額	現行の 調定額	現行との 比較
医療	所得割	4.75%	4.60%	4.60%	0.00%	48.42%	59.89%	50.88%	62.07%	279,213 千円	268,217 千円	10,996 千円
	資産割	22.38%	19.90%	19.90%	0.00%	11.47%		11.19%				
	均等割	18,950円	16,800円	14,400円	2,400円	25.47%	40.11%	22.87%	37.93%			
	平等割	21,200円	18,700円	17,300円	1,400円	14.64%		15.06%				
	賦課限度額	505,000円	510,000円	510,000円	0円	—	—	—	—			
後期	所得割	1.38%	1.70%	1.80%	△0.10%	48.70%	60.33%	54.08%	66.64%	99,403 千円	92,871 千円	6,532 千円
	資産割	6.80%	7.40%	8.10%	△0.70%	11.63%		12.56%				
	均等割	6,675円	6,000円	4,300円	1,700円	25.58%	39.67%	19.91%	33.36%			
	平等割	7,025円	6,400円	5,300円	1,100円	14.09%		13.45%				
	賦課限度額	147,500円	160,000円	140,000円	20,000円	—	—	—	—			
介護	所得割	0.96%	0.90%	0.90%	0.00%	45.38%	55.66%	49.59%	60.40%	28,115 千円	25,585 千円	2,530 千円
	資産割	4.95%	4.50%	4.50%	0.00%	10.28%		10.81%				
	均等割	6,000円	5,300円	3,800円	1,500円	26.36%	44.34%	20.97%	39.60%			
	平等割	5,350円	4,600円	4,200円	400円	17.98%		18.63%				
	賦課限度額	125,000円	140,000円	120,000円	20,000円	—	—	—	—			
計			—	—	—	—	—	—	—	406,731 千円	386,673 千円	20,058 千円

■改正率（案）詳細 3年目（平成29年度） ※調定額3千万円増額

区分		税率				応能応益割合				調定額		
		近隣4市 平均	改正案 (H29年度)	現行 (H26年度)	現行との 比較	改正後の 応能応益割合		現行の 応能応益割合		改正後の 調定額	現行の 調定額	現行との 比較
医療	所得割	4.75%	4.60%	4.60%	0.00%	47.30%	58.51%	50.88%	62.07%	284,545 千円	268,217 千円	16,328 千円
	資産割	22.38%	19.90%	19.90%	0.00%	11.21%		11.19%				
	均等割	18,950円	17,800円	14,400円	3,400円	26.40%	41.49%	22.87%	37.93%			
	平等割	21,200円	19,700円	17,300円	2,400円	15.09%		15.06%				
	賦課限度額	505,000円	510,000円	510,000円	0円	—	—	—	—			
後期	所得割	1.38%	1.70%	1.80%	△0.10%	46.84%	58.01%	54.08%	66.64%	102,553 千円	92,871 千円	9,682 千円
	資産割	6.80%	7.40%	8.10%	△0.70%	11.17%		12.56%				
	均等割	6,675円	6,600円	4,300円	2,300円	27.13%	41.99%	19.91%	33.36%			
	平等割	7,025円	7,000円	5,300円	1,700円	14.86%		13.45%				
	賦課限度額	147,500円	160,000円	140,000円	20,000円	—	—	—	—			
介護	所得割	0.96%	0.90%	0.90%	0.00%	42.69%	52.36%	49.59%	60.40%	29,651 千円	25,585 千円	4,066 千円
	資産割	4.95%	4.50%	4.50%	0.00%	9.67%		10.81%				
	均等割	6,000円	6,000円	3,800円	2,200円	28.12%	47.64%	20.97%	39.60%			
	平等割	5,350円	5,300円	4,200円	1,100円	19.52%		18.63%				
	賦課限度額	125,000円	140,000円	120,000円	20,000円	—	—	—	—			
計		—	—	—	—	—	—	—	—	416,749 千円	386,673 千円	30,076 千円

(3) 階層別の税率改正の影響 (モデル世帯)

■モデル世帯

区分	被保険者数	うち、 介護被保険者数	詳細
モデル世帯 ①	1人	0人	20歳代単身世帯 給与収入300万円 (所得192万円) 固定資産税なし
モデル世帯 ②	3人	0人	20歳代夫婦+子供1人世帯 給与収入300万円 (所得192万円) 固定資産税15万円
モデル世帯 ③	3人	0人	30歳代夫婦+子供1人世帯 給与収入400万円 (所得266万円) 固定資産税なし
モデル世帯 ④	4人	0人	30歳代夫婦+子供2人世帯 給与収入400万円 (所得266万円) 固定資産税15万円
モデル世帯 ⑤	4人	2人	40歳代夫婦+子供2人世帯 給与収入500万円 (所得346万円) 固定資産税なし
モデル世帯 ⑥	5人	2人	40歳代夫婦+子供3人世帯 給与収入500万円 (所得346万円) 固定資産税15万円
モデル世帯 ⑦	4人	2人	40歳代夫婦+子供2人世帯 給与収入600万円 (所得426万円) 固定資産税15万円
モデル世帯 ⑧	4人	2人	50歳代夫婦+子供2人世帯 給与収入700万円 (所得510万円) 固定資産税15万円
モデル世帯 ⑨	1人	0人	65歳以上単身世帯 年金収入120万円 (所得0円) 固定資産税なし
モデル世帯 ⑩	2人	0人	65歳以上夫婦のみ世帯 年金収入300万円 (所得180万円) 固定資産税15万円

■モデル世帯

区分	被保険者数	うち、 介護被保険者数	詳細
モデル世帯 ⑪	2人	0人	65歳以上夫婦のみ世帯 不動産収入 500万円 (所得 300万円) 年金収入 300万円 (所得 180万円) 固定資産税 30万円
モデル世帯 ⑫	6人	2人	65歳以上夫婦 + 40歳代夫婦 + 子供2人世帯 年金収入 180万円 (所得 60万円) 給与収入 600万円 (所得 426万円) 固定資産税 15万円

■モデル世帯 ①

20歳代単身世帯 (1人世帯)

給与収入300万円(所得192万円) 固定資産税なし

	税額	現行との差額
豊山町(現行)	143,000円	—
改正案 H27年度	144,600円	+ 1,600円
改正案 H28年度	148,000円	+ 5,000円
改正案 H29年度	151,200円	+ 8,200円
北名古屋市	152,100円	+ 9,100円
清須市	135,400円	△ 7,600円
小牧市	139,200円	△ 3,800円
春日井市	178,100円	+ 35,100円

■モデル世帯 ②

20歳代夫婦+子供1人世帯 (3人世帯)

給与収入300万円(所得192万円) 固定資産税15万円

	税額	現行との差額
豊山町(現行)	222,300円	—
改正案 H27年度	227,700円	+ 5,400円
改正案 H28年度	234,500円	+ 12,200円
改正案 H29年度	240,900円	+ 18,600円
北名古屋市	229,300円	+ 7,000円
清須市	234,400円	+ 12,100円
小牧市	236,700円	+ 14,400円
春日井市	284,400円	+ 62,100円

■モデル世帯 ③

30歳代夫婦+子供1人世帯 (3人世帯)

給与収入400万円(所得266万円) 固定資産税なし

	税額	現行との差額
豊山町(現行)	227,700円	—
改正案 H27年度	233,400円	+5,700円
改正案 H28年度	240,200円	+12,500円
改正案 H29年度	246,600円	+18,900円
北名古屋市	242,100円	+14,400円
清須市	215,800円	△11,900円
小牧市	235,200円	+7,500円
春日井市	298,000円	+70,300円

■モデル世帯 ④

30歳代夫婦+子供2人世帯 (4人世帯)

給与収入400万円(所得266万円) 固定資産税15万円

	税額	現行との差額
豊山町(現行)	288,400円	—
改正案 H27年度	295,500円	+7,100円
改正案 H28年度	304,000円	+15,600円
改正案 H29年度	312,000円	+23,600円
北名古屋市	298,700円	+10,300円
清須市	296,800円	+8,400円
小牧市	303,200円	+14,800円
春日井市	369,900円	+81,500円

■モデル世帯 ⑤

40歳代夫婦+子供2人世帯 (4人世帯)

給与収入500万円(所得346万円) 固定資産税なし

	税額	現行との差額
豊山町(現行)	337,500円	—
改正案 H27年度	346,800円	+ 9,300円
改正案 H28年度	356,700円	+ 19,200円
改正案 H29年度	366,800円	+ 29,300円
北名古屋市	362,000円	+ 24,500円
清須市	323,500円	△ 14,000円
小牧市	347,100円	+ 9,600円
春日井市	448,400円	+ 110,900円

■モデル世帯 ⑥

40歳代夫婦+子供3人世帯 (5人世帯)

給与収入500万円(所得346万円) 固定資産税15万円

	税額	現行との差額
豊山町(現行)	405,000円	—
改正案 H27年度	415,700円	+ 10,700円
改正案 H28年度	427,300円	+ 22,300円
改正案 H29年度	439,000円	+ 34,000円
北名古屋市	425,300円	+ 20,300円
清須市	412,400円	+ 7,400円
小牧市	422,600円	+ 17,600円
春日井市	527,800円	+ 122,800円

■モデル世帯 ⑦

40歳代夫婦+子供2人世帯 (4人世帯)

給与収入600万円(所得426万円) 固定資産税15万円

	税額	現行との差額
豊山町(現行)	444,700円	—
改正案 H27年度	452,200円	+ 7,500円
改正案 H28年度	462,100円	+ 17,400円
改正案 H29年度	472,200円	+ 27,500円
北名古屋市	466,300円	+ 21,600円
清須市	448,800円	+ 4,100円
小牧市	439,900円	△ 4,800円
春日井市	557,400円	+ 112,700円

■モデル世帯 ⑧

50歳代夫婦+子供2人世帯 (4人世帯)

給与収入700万円(所得510万円) 固定資産税15万円

	税額	現行との差額
豊山町(現行)	506,000円	—
改正案 H27年度	512,500円	+ 6,500円
改正案 H28年度	522,400円	+ 16,400円
改正案 H29年度	532,500円	+ 26,500円
北名古屋市	531,000円	+ 25,000円
清須市	506,000円	0円
小牧市	489,000円	△ 17,000円
春日井市	624,500円	+ 118,500円

■モデル世帯 ⑨

65歳以上単身世帯 (1人世帯)

年金収入120万円(所得0円) 固定資産税なし ※均等割・平等割7割軽減対象

	税額	現行との差額
豊山町(現行)	12,300円	—
改正案 H27年度	13,200円	+ 900円
改正案 H28年度	14,300円	+ 2,000円
改正案 H29年度	15,200円	+ 2,900円
北名古屋市	14,100円	+ 1,800円
清須市	12,000円	△ 300円
小牧市	17,800円	+ 5,500円
春日井市	20,400円	+ 8,100円

■モデル世帯 ⑩

65歳以上夫婦のみ世帯 (2人世帯)

年金収入300万円(所得180万円) 固定資産税15万円

	税額	現行との差額
豊山町(現行)	196,000円	—
改正案 H27年度	199,000円	+ 3,000円
改正案 H28年度	204,100円	+ 8,100円
改正案 H29年度	208,900円	+ 12,900円
北名古屋市	200,700円	+ 4,700円
清須市	209,200円	+ 13,200円
小牧市	201,200円	+ 5,200円
春日井市	241,700円	+ 45,700円

■モデル世帯 ⑪

65歳以上夫婦のみ世帯 (2人世帯)

不動産収入500万円(所得300万円) 年金収入300万円(所得180万円) 固定資産税30万円

	税額	現行との差額
豊山町(現行)	430,000円	—
改正案 H27年度	429,000円	△ 1,000円
改正案 H28年度	434,100円	+ 4,100円
改正案 H29年度	438,900円	+ 8,900円
北名古屋市	434,700円	+ 4,700円
清須市	452,200円	+ 22,200円
小牧市	389,800円	△ 40,200円
春日井市	486,200円	+ 56,200円

■モデル世帯 ⑫

65歳以上夫婦+40歳代夫婦+子供2人世帯 (6人世帯)

年金収入180万円(所得60万円) 給与収入600万円(所得426万円) 固定資産税15万円

	税額	現行との差額
豊山町(現行)	499,400円	—
改正案 H27年度	511,400円	+ 12,000円
改正案 H28年度	524,700円	+ 25,300円
改正案 H29年度	538,000円	+ 38,600円
北名古屋市	525,400円	+ 26,000円
清須市	501,000円	+ 1,600円
小牧市	512,400円	+ 13,000円
春日井市	644,900円	+ 145,500円